

令和 8 年度 第 1 回横浜市障害者就労支援推進会議 次第

日時:令和 8 年 10 月 20 日(火)

午前 10:00 ～ 12:00

場所:横浜市役所 18 階なみき 6 ～ 8 会議室

1 開会 (5分)

2 障害福祉保健部長挨拶 (5分)

3 委員紹介・委員長選出(20 分)

4 横浜市障害者就労支援推進会議について(概要説明)(10 分)

資料1

5 事業説明(15 分 プラン3分、各事業3分×4)

(1) 第5期横浜市障害者プランの策定状況について

資料2

(2) 就労支援係の各事業の紹介について

資料3

(3) 「障害者就労まるごと応援フェア」実施報告について

資料4

6 議題/報告事項 (65 分)

(1) 横浜市障害者就労支援センター事業の充実に向けた検討状況について

資料 5

(2) 意見交換

7 閉会

令和8年度 横浜市障害者就労支援推進会議委員

(順不同・敬称略)

計 13 名

氏 名	所 属	分 野	昨年度からの留任
しんぼ さとこ 眞保 智子	法政大学現代福祉学部 福祉コミュニティ学科 大学院人間社会研究科 教授	学識経験者	★
つるみ のぶこ 鶴見 伸子	横浜市心身障害児者を守る会連盟	障害者団体	★
たかお とものり 高尾 智典	日本ピザハット株式会社	当事者	★
よしの ゆたか 吉野 裕	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜日吉就労支援センター センター長	就労支援	
かねこ ゆきこ 金子 由紀子	社会福祉法人横浜 SSJ 本部事務局 統括施設長	就労支援	★
いとう なぎさ 伊藤 渚	株式会社 LITALICO パートナース LITALICO ワークス事業部	就労支援	
えんどう なほ 遠藤 菜穂	社会福祉法人 ほどがや ほどがや地域活動ホームゆめ 保土ヶ谷基幹相談支援センター 所長・主任相談員	福祉	
さとう あやか 佐藤 彩佳	公益財団法人横浜市総合保健医療財団 磯子区生活支援センター	福祉	★
うちやま ふみこ 内山 史子	神奈川県立みどり支援学校 進路支援担当	教育	★
たかやま のりこ 高山 典子	横浜公共職業安定所 専門援助部門 主任就職促進指導官	労働	
ごとう かずま 後藤 和馬	医療法人社団自立会	医療	★
ふくだ ひろゆき 福田 裕行	生活協同組合ユーコープ 人財開発部 人財開発課 障がい者雇用支援 担当	企業	★
おざわ まこと 男澤 誠	株式会社スリーハイ 代表取締役	企業	★

事務局

かたやま ひさや 片山 久也	横浜市健康福祉局障害福祉保健部長
いいの まさお 飯野 正夫	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長
むらもと み ゆき 村本 美由紀	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課就労支援係長

横浜市障害者就労支援推進会議について

1 趣旨

横浜市内の福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者就労支援基盤を強化し、地域による就労支援機能を向上させるため、各分野で活躍する委員で構成する会議を実施します。

2 委員会概要

(1) 委員会の位置づけ

障害者基本法第36条第3項に基づき横浜市障害者施策推進協議会条例により設置された横浜市障害者施策推進協議会(附属機関)の下部組織

(2) 設置根拠

横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱

(3) 委員の身分

非常勤特別職職員(地方自治法第202条の3第2項)

※地方公務員法第3条第3項2号が適用されます。

(4) 委員の任期

委嘱日から当該年度末まで

(5) 所管部署

横浜市健康福祉局障害自立支援課就労支援係

3 スケジュール

(1) 令和8年度 第1回横浜市障害者就労支援推進会議 【本日】

日時:令和8年10月20日(火) 10:00 ~ 12:00

場所:横浜市役所 18階 なみき6~8会議室

(2) 令和8年度 第2回横浜市障害者就労支援推進会議

日時:令和9年2月中(予定)

場所: 未定

横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱

制定 平成 18 年 7 月 11 日（局長決裁）

最近改正 令和 2 年 3 月 31 日 健障企第 4049 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市内において、福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能を向上させるため、横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の部会である横浜市障害者就労支援推進会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

（会議の所掌事務）

第 2 条 会議は、次の各号に定める内容について協議するものとする。

- (1) 障害者の就労支援における基盤強化に関する事項
- (2) 地域の就労支援機能の向上に関する事項
- (3) 障害者又は企業双方への就労支援に関する事項
- (4) その他障害者の就労支援に関する事項

（会議の組織等）

第 3 条 会議の委員は、協議会委員のほか、市長が委嘱した学識経験者、教育関係者、当事者、社会福祉協議会、障害者就労支援に関わる福祉・保健・医療機関・特定非営利活動法人、経営団体、労働関係機関の代表者及び行政機関関係者等をもって構成する。

- 2 会議に委員長を 1 人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（懇談会の開催等）

第 4 条 市長は、特に必要があると認めるときは、会議に、就労支援に関する専門事項について助言を求めるため、懇談会を置くことができる。

- 2 懇談会の委員は、学識経験者、障害者就労支援に関わる福祉・保健・医療機関等に就任を依頼する。
- 3 懇談会は必要に応じて、委員長が招集する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱日から当該年度末までとする。

(会議の開催及び議決)

第6条 会議は委員長が招集する。ただし、第3条第2項に定める委員長が置かれるまでは、市長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議において議決をとる場合は、出席委員（委員長を除く）の過半数を持って決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、会議を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康福祉局障害自立支援課において行う。

2 事務局員、その他会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

だ い き よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ

そ あ ん が い よ う ば ん

第5期横浜市障害者プラン素案概要版

だ い き よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ

そ あ ん さ く せ い

第5期横浜市障害者プランの素案を作成しましたので、

素案について皆様の御意見をください（電子申請又は専用ハガキ等）。

※点字版を御入用の場合、4ページの問合せ先まで御連絡ください。

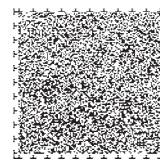
<パブリックコメント募集期間> 令和8年9月18日(金)～10月17日(土)

ぜんたいばん

全体版 はこちらで ▶▶▶

よこはま し ょ う が い し ゃ

横浜市障害者プラン

1 | よこはまししょうがいしゃ
横浜市障害者プランとは

ねんど 年度	ねんど 9年度 (2027年度)	ねんど 10年度 (2028年度)	ねんど 11年度 (2029年度)	ねんど 12年度 (2030年度)	ねんど 13年度 (2031年度)	ねんど 14年度 (2032年度)	
めいしょう 名称	だいごきよこはまししょうがいしゃ 第5期横浜市障害者プラン						
こうせい 構成	しょうがいしゃけいかく 障害者計画（施策の方向性と個別の事業等を定める計画）						
	しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画 (サービス利用の見込み量等を定める計画)			み な お し	しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画 (サービス利用の見込み量等を定める計画)		
	しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画 (サービス利用の見込み量等を定める計画)				しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画 (サービス利用の見込み量等を定める計画)		

(1) 計画策定の根拠と計画期間

横浜市では、障害施策に関わる中長期的な計画である「障害者プラン」を策定しています。

第5期横浜市障害者プラン(以下、プランという。)は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の性質を持つ計画で、これら3つの法定計画を一体的に策定・推進していきます。

(2) 計画期間

プランは、令和9年度から14年度までの6年間を計画期間としています。

そのうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、3年後の令和12年度に改定を行う予定です。その際、あわせてプラン全体の見直しを行う予定です。

(3) 他計画との関係性

横浜市中期計画2026-2029を上位計画とし、「横浜市地域福祉保健計画」、「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」、「第5期横浜市教育振興基本計画」など、他の関連する個別計画との整合性を図り、策定します。

2 プランの構成(基本目標と生活の場面ごとの取組など)

生活の場面 ごとの取組

障害のある人の暮らしを中心に考え、施策を5つの生活の場面ごとに整理しました。

障害のある人を地域で支える基盤の整備

住む・暮らす

安全・安心

育む・学ぶ

働く・楽しむ

生活の場面ごとに「現状と課題」、「施策の方向性」、「成果指標」、「主な活動と目標」、「計画値(サービス利用の見込み量等)」を設定しています。

基本目標

障害のある人もない人も誰もが人格と個性を尊重し合いながら、

自分らしく暮らし続けることができるインクルーシブ(※)なまちヨコハマの実現を目指す

※インクルーシブとは、いろいろな違いがあっても、みんなが一緒に社会に参加し、暮らしていくこと

中期計画での 政策指標

障害児・者にとって暮らしやすいまちとなっている

生活の場面ごとの「主な活動」の実施により、「成果指標」の達成を図り、その積み重ねによって基本目標の達成や、中期計画の目標である「障害児・者にとって暮らしやすいまち」の実現を目指します。「計画値(サービス利用の見込み量等)」は、地域の実情やサービスの需給バランスを踏まえて設定し、必要なサービス提供体制の確保につなげます。

3 生活の場面ごとの取組の概要

障害のある人を地域で支える基盤の整備

障害のある人もない人も、地域社会の一員として暮らしていくには、互いの存在に気付き、身近な存在として理解し合える環境づくりが大切です。そのため、障害理解の促進や権利擁護の推進を図るとともに、相談支援体制の充実や精神障害にも対応した包括的な支援を進めます。また、福祉人材の確保、育成・定着を図るほか、ICTの活用によるサービスの質の向上を推進し、持続可能な障害福祉の基盤を整備します。

主な活動: 普及啓発、権利擁護、人材確保・育成、相談支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

住む・暮らす

障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを継続できるよう、多様な住まいの確保と地域移行を推進します。また、高齢化・重度化や、医療的ケアが必要な人への支援体制を整備するとともに、移動支援やバリアフリー化、地域生活支援拠点等の機能の充実や、緊急時にも安心して地域で暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。

主な活動: 住まい、移動支援、暮らし、まちづくり

あんぜん あんしん
安全・安心

しょうがい ひと けんこう あんしん く ふくし いりよう きょういく れんけい き め しえん
障害のある人が健康に安心して暮らせるよう、福祉・医療・教育が連携した切れ目のない支援
たいせい こうちく いりようてき じ しゃとう しえん じゅうじつ はか けんこう すいしん
体制を構築します。また、医療的ケア児・者等への支援の充実を図るとともに、健康づくりを推進し
ます。あわせて、こべつひなんけいかく さくせい さいがいじ ようえんごしゃめいぼ かつよう ぼうさいくんれん つう ちいき
個別避難計画の作成や災害時要援護者名簿の活用、防災訓練などを通じて、地域
ぜんたい ささ あ あんぜん あんしん かんきょう すす
全体で支え合う安全・安心な環境づくりを進めます。

おも かつどう ほけん いりようかんきょう じゅうじつ ぼうさい げんさい
主な活動:保健・医療環境の充実、防災・減災

はぐく まな
育む・学ぶ

こ ひとり とくせい せいちょう おう しえん じゅうじつ はか そうきはつけん そうきりょういく きょういく
子ども一人ひとりの特性や成長に応じた支援の充実を図り、早期発見・早期療育から教育まで
き め しえん すいしん ふくし いりよう きょういく れんけい きょうか ごうりてきはいいりよ じゅうじつ はか
切れ目のない支援を推進します。また、福祉・医療・教育の連携を強化し、合理的配慮の充実を図
ることで、こ とも まな せいちょう かんきょう すす
子どもたちが共に学び成長できる環境づくりを進めます。

おも かつどう りょういく きょういく
主な活動:療育、教育

はたら たの
働く・楽しむ

しょうがい ひと じぶん あ はたら かつ せんたく しゅうろう けいぞく しえんたいせい じゅうじつ
障害のある人が自分に合った働き方を選択し、就労を継続できるよう支援体制を充実させま
す。また、ぶんかげいじゅつ ちいきかつどう さんかきかい かくだい にっちゅうかつどう よ かつどう
スポーツや文化芸術、地域活動などへの参加機会を拡大し、日中活動や余暇活動の
じゅうじつ はか ちいき じぶん かつやく しゃかい じつげん めざ
充実を図ることで、地域で自分らしく活躍できる社会の実現を目指します。

おも かつどう しゅうろう にっちゅうかつどう ぶん かげいじゅつ
主な活動:就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

こんご さくてい
今後の策定スケジュール

れいわ ねん がつ にち がつ にち
令和8年9月18日～10月17日
パブリックコメント
れいわ ねん がつ にち しみんせつめいかい
令和8年9月30日 市民説明会(※)
れいわ ねん がつ けいかくさくてい
令和9年3月 計画策定

(※)障害者プラン市民説明会を開催します。

①日 時(予定)

れいわ ねん がつ にち すい
令和8年9月30日(水) 13:00～14:30

②場 所 ばしょ よこはま かい だいかいぎしつ
横浜ラポール 2階 大会議室

③内 容 ないよう

だい きしょうがいしゃ れいわ ねんど ふ かえ
・第4期障害者プラン令和7年度の振り返り

だい きしょうがいしゃ そあん
・第5期障害者プランの素案

もうしこみふよう さんかむりよう しゅわつうやく ようやくひつき
申込不要、参加無料、手話通訳・要約筆記・

てんじしりよう

点字資料あり。

しょうがいしゃ しみんせつめいかい
障害者プラン 市民説明会



ごいけん がいとう せいかつ ばめん こうもく
御意見に該当する「生活の場面」の項目に

ちえつく いけんらん ごいけん ごきにゅう
☑し、【意見欄】に御意見を御記入ください。

(☑はいくつでもできます。)

☐ しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび
障害のある人を地域で支える基盤の整備

☐ す く
住む・暮らす

☐ あんぜん あんしん
安全・安心

☐ はぐく まな
育む・学ぶ

☐ はたら たの
働く・楽しむ

☐ た じょうきいがい ないよう
その他、上記以外のプランの内容

いけんらん ちえつく ないよう ごいけん きにゅう
【意見欄】☑したプランの内容の御意見を記入



郵送

左下のハガキを切り取って御記入いただき、10月17日(土)までに郵便ポストに御投函ください。消印有効、切手は不要です。



電子申請

右の二次元コードから、横浜市電子申請・届出システムで回答できます。音声読み上げソフトにも対応しています。
「第5期横浜市障害者プラン(素案)」で検索。



Eメール

左下のハガキ両面に記載されているお住いの市・区、年代と、「生活の場面」の項目についての御意見をお書きいただき、下のアドレスへお送りください。Eメールアドレス kf-syopublic@city.yokohama.lg.jp



FAX

左下のハガキ両面に記載されているお住いの市・区、年代と、「生活の場面」の項目についての御意見をお書きいただき、下の番号宛にお送りください。FAX 045-671-3566

- 御意見の内容は、本市の考え方とともに、個人情報を除き、後日ウェブページで公表します。
なお、第三者の利益を損なうおそれがあるものなど、内容により公表しない場合があります。
- お電話・来庁での御意見の受付や、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。

切り取り

郵便はがき

231-8790

005

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和8年10月31日まで
(切手不要)

よこはま市本町6-50-10
よこはま市健康福祉局障害施策推進課
第5期障害者プラン(素案)
「横浜市障害者プラン担当」行



該当する項目に ☒ ・御記入ください

【住所】 ☐ 横浜市 ☐ 横浜市外 ☐ 回答したくない

【年代】 ☐ ~20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~ ☐ 回答したくない

第5期障害者プラン(素案)本編(冊子)は、次の場所で入手できます。

- ・各区役所の広報相談係
高齢・障害支援課、こども家庭支援課
- ・市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- ・健康福祉局障害施策推進課(横浜市庁舎15階)
- ・ウェブサイト「横浜市障害者プラン」で検索

【パブリックコメントに関する問合せ先】

電話: 0120-756-555

※横浜市から委託を受けた事業者の専用窓口です。

その他の問合せ先: 健康福祉局障害施策推進課
電話: 045-671-3604 FAX: 045-671-3566
Eメール: kf-syopublic@city.yokohama.lg.jp

第5期横浜市障害者プラン(素案)概要版
発行: 横浜市健康福祉局
こども青少年局
教育委員会事務局
令和8年(2026年)9月



就労支援係における各事業の紹介

健康福祉局障害福祉保健部
障害自立支援課就労支援係

令和8年10月20日

目次

1. 就労支援センター事業
2. 共同受注・優先調達推進事業
3. 就労啓発事業
4. その他の事業

1. 就労支援センター事業

障害者の自立と社会参加の促進を目的に、障害者就労支援センターへの補助を行っています。（8センターは市単補助、1センターは指定管理による委託費）

対象

市内在住の障害児者、事業主、関係機関

支援内容

障害者就労に関する相談支援、
就職希望者への求職支援、
就労者への定着支援、啓発活動

令和7年度 横浜市障害者就労支援センター支援実績 （9センター合計）

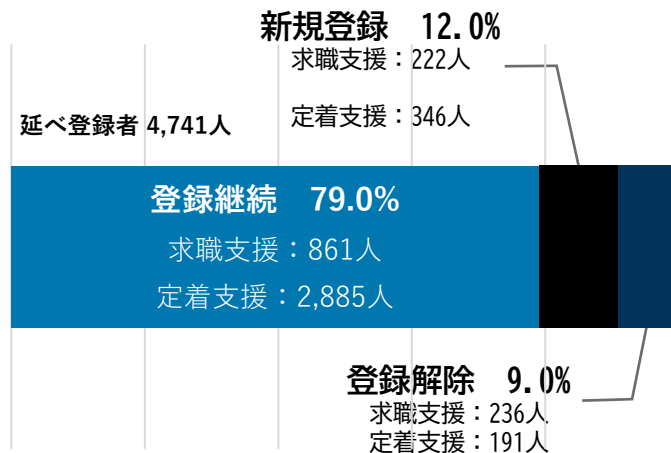
登録者についての実績 ※ 右記グラフを参照

就職件数 257件（一般 239件、就労継続支援A型 18件）

（前年実績 238件（一般 219件、就労継続支援A型 19件））

離職件数 192件（前年実績 174件）

登録者についての実績



2. 共同受注・優先調達推進事業

(1) 優先調達推進への取組

平成25年に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年7月1日に「横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針」を策定し、障害福祉事業所への発注を推進しています。

令和7年度の調達実績

5億407万1,828円（前年実績 5億2,917万4,169円）

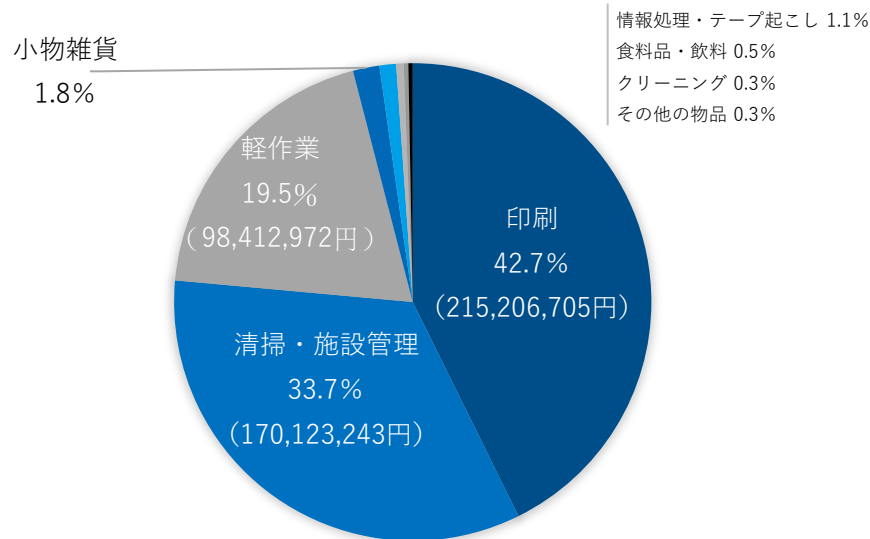
令和8年度の調達目標

前年度の調達実績額（5億407万1,828円）を上回るよう努める。

優先調達事例

- (1) イベント啓発用の自主製品の購入
- (2) 歩道清掃業務委託
- (3) 校内清掃の一部

令和7年度の調達金額内訳



2. 共同受注・優先調達推進事業

(2) 共同受注事業

企業や行政からの作業や製品購入等の依頼を、障害者施設にコーディネートすることを目的に、委託により横浜市障害者共同受注センターを設置しています。また障害者施設への受注促進のために、モデル事業の実施や職員による支援を行っています。

障害者共同受注センター

コーディネート業務のほか、障害者施設への情報発信や受注スキル向上のための研修等を実施しています。※右図を参照

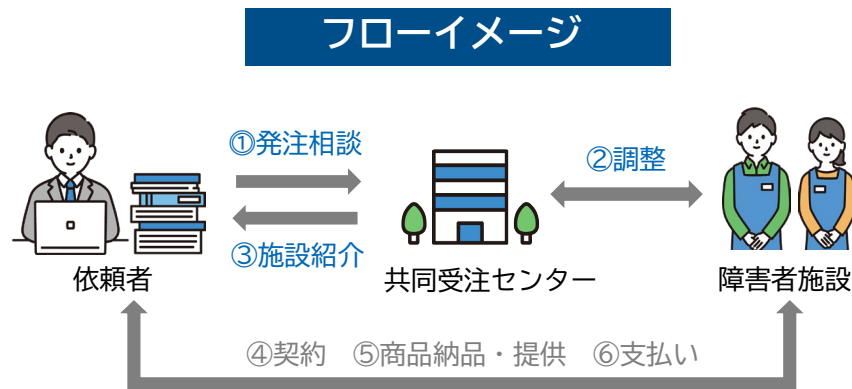
当係による受注支援の取組例

(1) 農作業受注促進モデル事業

障害者施設において受注可能な作業項目を拡大と、受注機会の増加を目指し、農福連携に取り組んでいるみどり環境局と連携し実施しています。

(2) 障害者施設等への受注支援

共同受注担当職員が企業や学校等に訪問し、自主製品・作業の受注例の紹介や、出店支援等を行っています。



3. 就労啓発事業

(1) 市民向け啓発事業

障害者就労への関心や理解を深めることを目的に、シンポジウムやわたしは街のパン屋さん（通称：街パン）等を開催しています。

事業	令和7年度 実施日	当事者 ・家族向け	障害福祉 関係者向け	市民 向け	実施方法等	就 労 機 会	障 害 理 解
働きたい！ わたしのシンポジウム	令和7年12月9日	○		○	当事者の経験談や支援機関の紹介等を通じ、働くということに対する理解促進を図る 啓発パネル展も同時開催	○	
わたしは街のパン屋さん	毎週水曜日 ・金曜日	○		○	市内にある障害福祉事業所で働く利用者が作成したパン等を市庁舎内で販売し、障害理解の促進や事業所の販売力の向上を図る	○	○

3. 就労啓発事業

(2) 企業向け啓発事業

障害者雇用の理解と促進を図るため、市内企業や各種団体を対象に出前講座の実施、好事例の紹介、就労促進担当による企業訪問等を行っています。

事業	令和7年度 実績	事業主向け	従業員 向け	実施方法等	雇用 促進	障害 理解
障害者就労啓発出前講座事業	3件	○	○	企業や経済団体等に出向き、障害者雇用に関する講座を実施	○	○
障害者雇用好事例紹介事業	本市Webページ 15件を紹介	○		障害者雇用検討している企業を主対象に、横浜市内の障害者雇用企業の雇用の工夫や取組を紹介し、雇用促進を図る	○	

3. 就労啓発事業

(3) 雇用創出・就労啓発事業

本市の公有財産を活用した障害者の雇用創出や障害者就労に関しての啓発を行っています。

事業	施設数	当事者 ・家族向け	市民 向け	実施方法等	就 労 機 会	障 害 理 解
ふれあいショップ	5店舗	○	○	公共施設内に飲食物の提供等を行う店舗を設置し、障害者を雇用し、広く市民に障害者就労を知る機会を提供する	○	○
市有建物の活用	1か所	○	○	当該施設の一部を障害者雇用及び雇用を通じた地域連携を図る事業者に貸付を行い、雇用の創出、障害理解の促進を図る	○	○

ふれあいショップ
marine blue
(横浜市役所新市庁舎3階)



ふれあいショップ
しゅしゅ センター南店
(都筑区総合庁舎1階)



4. その他の事業

(1) 農業就労援助事業

障害当事者が、障害福祉事業所の指導員とともに農園での農作業等を通じて、農業分野をはじめとした就職に必要な基礎体力を養うほか、自立生活の訓練を行います。

(2) 障害者支援施設等に準ずる者の認定

行政による発注等は、原則入札や見積もり合わせや等が必要ですが、福祉関係施設等との契約では省略することができます（※）。これらの施設等に準ずる者として認定を受けた者は、本市との契約において随意契約を行うことができます。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

【参考資料】

事業名	名称	資料No./URL
就労支援センター事業 共同受注・ 優先調達推進事業	はまらいぜーしょん	はまらいぜーしょん（障害者雇用に関するパンフレット） 横浜市
	優先調達実績	横浜市における障害者就労施設等からの優先調達横浜市
	横浜市障害者共同受注センター	よこはま障害者共同受注総合センター
	相鉄マルシェ	相鉄沿線駅前4か所で同時開催！障害福祉事業所の自主製品販売会「相鉄沿線駅前マルシェ」を開催します！ 横浜市

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

障害者就労まるごと応援フェア ～働きたい！わたしの一步～ 実施報告

横浜市では、障害のある方が、「働く」ことについて理解を深め、「働きたい」と思えるきっかけをつくるイベントを毎年開催しており、今年度で 21 回目を迎えました。

今年度は、「働きたい！私のシンポジウム」からイベント名称を変更し、「多様な働き方を知ろう」をテーマに講演会や障害福祉事業所による販売を行いました。

1 開催概要

- (1) 開催日時：令和 8 年 9 月 29 日（火）午前 11 時 ～ 午後 3 時
- (2) 会場：横浜市役所 1 階 市民協働推進センタースペース AB（会場 1）及びアトリウム（会場 2）
- (3) スケジュール

	会場1 スペース AB	会場2 アトリウム
午前	講演：「働く先輩のリアルストーリー」 《横浜市立市民病院》 体験談を聞いて、初めの一步へ繋がる ヒントに触れてみませんか	販売・活動紹介 「発見！ふくしのしごと広場 ～知って広がる福祉的就労～」 (20 事業所の出店)
午後	講演：「私らしく働く未来」 《株式会社 Grasol》 《社会福祉法人秀峰会》	紹介：障害者就労支援センター 紹介・相談コーナー 展示：障害者就労啓発パネル

2 内容

(1) 講演

午前の部では、実際に働いている障害当事者の方からのお話の他、その方を支援する、市民病院のジョブコーチ、及びグループホームの方からもお話しいただき、障害当事者が実際にどのように働いているか、また、どんな支援を受けているか、生の声を聴かせていただきました。

午後の部では、障害者を雇用する企業が、雇用するにあたってどのような点を重視しているか等、企業が求めている事や、企業側がどのような支援の仕組みを整えているのかお話しいただきました。

(2) 販売会

パンやお菓子のみでなく、手作りの革製品や小物、アクセサリなど多種多様な商品を各事業所が販売いただきました。

また、「バスボム」、「革製品のオリジナルキーホルダーづくり」、「ドライフラワーを使用した作品作り」等のワークショップも 5 事業所が実施しました。

3 実績（速報）

(1) 来場者数

ア 講演来場者数（会場1）：延べ154人

イ 販売会来場者数（会場2）：延べ968人

(2) 当日の様子

（会場1：講演）



（会場2：販売会）



4 今後の予定

(1) YouTubeによるアーカイブ配信

令和8年11月下旬配信開始（予定）

令和9年3月31日まで配信予定

(2) アンケート集計

現在、当日来場者等からのアンケートの集計を行っています。

アンケートの内容も踏まえて、次年度の取組がより効果的なものになるよう検討を進めていきます。

横浜市障害者就労支援センター事業の充実に向けた検討について(報告)

1 概要

本市では、令和7年度より、横浜市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）事業の充実について検討を進めるため、「就労支援センター」「障害福祉保健部関係課」「外部の関係支援機関」から、それぞれ御意見等をいただく「横浜市障害者就労支援事業意見懇談会（以下「意見懇談会」という。）」を開催しています。

本日は進捗状況について御報告するとともに、皆様からの御意見をいただきながら、今後の検討の参考としていきたいと考えています。

2 就労支援センターとは

就労支援センターは、平成3年に1か所目が設置され、現在までに市内9か所に設置されています。

9センターの内、8センターに関しては横浜市の補助金により設置・運営されていますが、精神障害者就労支援センター ぱーとなーは指定管理の委託費用により運営されています。

(参考「就労支援センターの様子」)

(1) 基礎情報

開所時間	概ね平日 9:00～17:00
職員数	1センター原則計6名 センター長1名、常勤支援員3名（以上兼務不可）、非常勤支援員2名 （障害者就業・生活支援センターを併設する横浜戸塚就労支援センターは計4名）
設置者	社会福祉法人、特定非営利活動法人
運営費	横浜市による補助金
平均登録者数	1センター当たり約466人

(2) 利用対象者

- ア 横浜市内在住の、障害児・者の内、就労に関する相談をしたい方
- イ 障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）は問わない。手帳がなくても相談可
- ウ 在住区に関わらずどのセンターでも利用可能

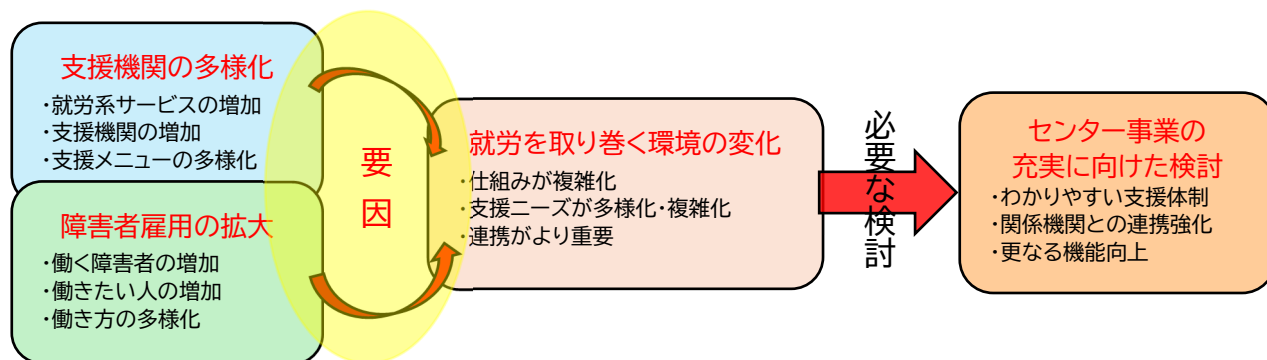
(3) 支援内容

相談支援	本人・家族・支援者・企業等からの広く「働く」ことに関する相談に応じる
適性把握	面談等を通して自己理解を促し、障害者本人に合った職種や働き方を助言する
求職支援	本人に合った求人を探し、履歴書の書き方・面談などをサポートする
定着支援	就労継続のために、本人・企業・関係機関と連携しながら、職場での課題に対する調整や助言を行う
その他	支援機関や企業等、関係機関とのネットワークづくり、障害者就労に関する啓発などを行う

3 近年の社会状況

総合支援法による就労系サービスについては、種類・設置数ともに増加傾向にあり、支援機関の多様化が進んでいます。加えて、障害者雇用促進法による就労支援の取組も進んでおり、利用者にとって「就労」に関する仕組みが分かりにくくなっています。

また、企業等で働く障害者は年々増加しており、「働きたい」と思う障害者も増えています。働き方も多様化しており、支援のニーズも複雑化しています。



4 意見懇談会について

就労支援センター事業の充実については、就労支援センターをはじめとした市内の障害者就労支援機関、障害者支援機関、横浜市関係課により構成する意見懇談会を令和7年度から定期的に開催し、様々な視点から御意見をいただいています。

現在は、各回にテーマを設定し、丁寧に御意見を集約しています。今後も定期的に開催する中で、御意見をいただきつつ、検討を進めていきます。

(1) 参加者

：支援機関8名、関係課9名の計17名

市内障害者支援機関	基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、指定特定相談支援事業所
市内障害者就労支援機関	障害者就業・生活支援センター（なかぼつ）、就労移行支援事業所等、就労支援センター（2センター）
横浜市関係課	障害施策推進課、障害施設サービス課、精神保健福祉課、障害自立支援課

(2) 開催状況について

ア 第1回

(ア) 開催日時：令和8年3月4日（水）午前9：30～11：30

(イ) 内 容：就労支援センターの現状をお伝えしつつ、各参加者の御立場から、就労支援における現場での課題感や、不足している支援や、障害当事者が必要としている支援について御意見を伺いました。

イ 第2回

(ア) 開催日時：令和8年7月30日（木）午前10：30～午後12：00

(イ) 内 容 ：今後意見をいただきたい3つのテーマについてお伝えし、1つ目のテーマである、「地域支援」について御意見を伺いました。

(3) 今後の予定について

意見懇談会については、進捗状況を本推進会議で適宜御報告をさせていただき、最終的な検討結果については改めて御意見をいただきます。

テーマ	開催日
障害者雇用に関しての企業支援について	令和8年10月19日（月）
（仮）障害者雇用に関しての企業支援について（2回目）	未定
就労に特化した一次相談支援について	未定

(参考)就労支援センターの外観



(参考)就労支援センターの執務室の様子



(参考)就労支援センターの相談の様子

